

特別養護老人ホーム多喜の園 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大善福社会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム多喜の園（以下「施設」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下、「従業者」という）が、要介護状態となった高齢者（以下、入所者という。）に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下、「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、在宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称：特別養護老人ホーム多喜の園

(2) 所在地：浜松市浜名区中瀬3829-1

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は45人とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

(従業者の区分及び定数)

第5条 施設に次の従業者を置く。(尚、定数は併設の短期入所生活介護を含む。)

(1) 施設長（管理者）	1人
(2) 事務員	1人以上
(3) 生活相談員	1人以上
(4) 介護職員	21人以上
(5) 看護職員	3人以上
(6) 機能訓練指導員	1人以上
(7) 介護支援専門員	1人以上

- | | |
|----------|------|
| (8) 医師 | 1人以上 |
| (9) 栄養士 | 1人以上 |
| (10) 調理員 | 必要人数 |
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の従業者をおくことができる。

(職務内容)

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を統括し、従業者を指導監督する。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
入所者の入退所における面接手続き事務と、入所者の処遇に関する事、苦情や相談に関する業務等に従事する。
- (4) 介護職員
入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生の管理に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
入所者の機能訓練に関する事、それに伴う介護職員への指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
入所者のサービス計画の作成等、介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師
入所者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 管理栄養士及び栄養士
栄養ケアマネジメント計画の作成や給食管理・献立作成、栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。
- (10) 調理員
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(利用料及びその他の費用)

第7条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、その入所者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者

から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

4 施設は前3項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。

(1) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

(2) 理美容代金

(3) 指定介護老人施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。

5 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者及び家族の同意を得るものとする。

(入退所)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者が施設のサービスを受ける際には、入所者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(入退所)

第11条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載する。

(施設サービス計画の作成)

第 12 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入所者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前 2 項及び前 3 項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設の内容)

第 13 条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設はサービス提供にあたっては、当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第 14 条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

(食事の提供)

第 15 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第 16 条 施設は、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第 17 条 施設は、入所者に対し、介護計画に基づいてその心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 18 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(入所者の入院期間中の取扱)

第 19 条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(勤務態勢の確保等)

第 20 条 施設は、入所者に適切な施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2 施設は当該施設の従業者によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は従業者に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(緊急時等の対応)

第 21 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関遠江病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 22 条 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 23 条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
- 3 施設は、第 1 項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練への参加等、地域との連携を重視する。

(衛生管理等)

第 24 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 1 ヶ月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的研修及び訓練を行い（年 2 回以上）、従事者に周知徹底を図ることとします。

(重要事項の掲示)

第 25 条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 26 条 施設の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(苦情処理)

第 27 条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入所者か

らの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 28 条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(従事者の質の確保)

第 29 条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(虐待の防止)

第 30 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等の必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、交付の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。